

答申書

諮問事項

「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」

目黒区消防団運営委員会

令和2年3月

はじめに

近年、日本国内において地震や台風等の災害により、各地で甚大な被害が発生している。

令和元年9月及び10月に相次いで上陸した台風では、台風15号に117名、台風19号に188名の目黒消防団員が参集し、区内で発生した倒木や家屋、地下室への浸水など、あわせて19件の災害に延べ86名が出場し対応した。

消防団には、頻発する台風などの災害や危惧されている首都直下地震に対して、まさに地域防災力の要として、大きな活躍が期待されている。

しかしながら、特別区においては消防団員（以下、「基本団員」という。）の減少が続 き、地域防災力の低下が懸念され、目黒消防団についても、安定した団員充足率を確保する必要に迫られている状況にある。

消防団員の全国的な減少をうけ、総務省消防庁は基本団員の継続した入団促進のほか、特定の活動や任務に従事する消防団員（以下、「機能別団員」という。）の制度導入を各自治体に要請している。

また、「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う、機能別団員の導入についても提案がなされたところである。

このことから、機能別団員の導入による特別区消防団の組織力の強化、及びその他の組織力強化方策について検討を行うものである。

第1 機能別団員の導入による組織力の強化

総務省消防庁からの機能別団員の導入要請のほか、特別区消防団員に対して実施した意識調査でも、機能別団員の導入について約65%の団員が「必要だと思う」と回答している。

これらの状況を踏まえ、入団後にすべての消防団活動を求めることなく、個人の能力や家庭の事情などに応じて、特定の活動や任務に従事する機能別団員の導入を図る必要がある。

しかし、これまでの基本団員に対する費用弁償、報酬、退職報償金（以下、「処遇」という。）及び配置、階級について、機能別団員も同様とした場合に基本団員の士気低下や指揮命令系統に間隙が生じる可能性が懸念される。

このことから、機能別団員に求められる活動や任務等について検討する。

1 機能別団員の定義

(1) 防火防災訓練指導団員

防火防災訓練の指導のみに従事する機能別団員

(2) 応急救護訓練指導団員

応急救護訓練の指導のみに従事する機能別団員

(3) 大規模災害団員

震災、風水、火災等の大規模災害が発生した場合に、参集し活動する機能別団員

2 配置・階級

(1) 配置

団本部とする。

特定の活動や任務となることから、分団に配置した場合に指揮命令系統に間隙が生じる可能性がある。

(2) 階級

団員に固定する。

任務が特定の活動に限られることから、階級は昇級しないものとする。

3 処遇・給貸与品（資料1）

(1) 防火防災訓練指導団員

ア 処遇

(ア) 費用弁償

指導及び必要な教育訓練に伴う費用弁償は、基本団員と同額とする。

(イ) 報酬

基本団員の報酬を減額した新たな「報酬」とする。

(ウ) 退職報償金

基本団員の退職報償金を減額した新たな「退職報償金」とする。

イ 給貸与品

基本団員が防火防災訓練指導時に使用するものとし、正服及び災害時に使用する物は除く。

(2) 応急救護訓練指導団員

ア 処遇

(ア) 費用弁償

指導及び必要な教育訓練に伴う費用弁償は、基本団員と同額とする。

(イ) 報酬

基本団員の報酬を減額した新たな「報酬」とする。

(ウ) 退職報償金

基本団員の退職報償金を減額した新たな「退職報償金」とする。

イ 給貸与品

基本団員が応急救護訓練指導時に使用するものとし、正服及び災害時に使用する物は除く。

(3) 大規模災害団員

ア 処遇

(ア) 費用弁償

指導及び必要な教育訓練に伴う費用弁償は、基本団員と同額とする。

(イ) 報酬

基本団員の報酬を減額した新たな「報酬」とする。

(ウ) 退職報償金

基本団員の退職報償金を減額した新たな「退職報償金」とする。

イ 給貸与品

基本団員が災害時に使用するものとする。

4 教育訓練

機能別団員として必要とされる知識、技術を習得するため、次により教育訓練を実施する。

(1) 一般教養

必要とされる基本的な知識の習得を図る。

(2) 基本訓練教養

活動に必要な知識、技術の習得訓練を実施する。

(3) 効果測定

活動に必要な知識、技術の習得状況を確認する。

(4) 追加訓練

前(3)の効果測定において、一定のレベルに満たない者は追加訓練を受講し、前(1)、(2)の定着を図る。

5 機能別団員の対象者

目黒区内に在住、在勤、在学している18歳以上の者とする。

6 公務災害補償

基本団員と同じ（特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例昭和41年7月11日東京都条例第84号）

第2 その他の組織力強化策

1 魅力向上・活性化方策等（資料2）

(1) 福利厚生

消防団が、割安で利用できる「指定店」及び「消防団応援の店」の加入促進を図る。

(2) 活動日程の調整

消防団行事と地域行事の重複を避けるため、行事日程が重ならないよう調整を図る。

(3) 学生団員の活動の充実

ア 消防団活動において、やりがい、達成感及び地域に貢献できるという意識を感じとれるよう、訓練や活動内容を工夫する。

イ 成人式、祭礼などのイベントに合わせ、学生団員の若さと活力溢れる募集広報を展開することで、消防団活動のイメージアップを図る。

2 入団促進・退団抑制策

(1) 小中学校に対する働きかけ

目黒区では区内の小中学校に対し、防災教育の充実のため「ジュニア防災検定」や救命講習（救命入門コース）の実施により、児童や生徒に対してジュニア防災士として防災、減災の意識を定着させ、防災力を向上させる取組みを行っている。

このことから、小中学校で行われる防火防災訓練等の機会を捉え、より減災意識や災害対応技術の向上を図るとともに、将来は地域の防災リーダーとして消防団に入団し活躍してもらえるように、カリキュラムの中に消防団活動の紹介を行うなどの働きかけを行い、消防団の役割、魅力について広報活動を展開する。

(2) 高校、大学に対する働きかけ

目黒区内にある高校、大学等に在学する生徒や学生を対象として、学園祭や防災訓練などの学校行事の時期を捉え、消防団活動をアピールし入団促進を図る。

(3) 消防少年団に対する入団促進

少年団活動の中で、消防団員と連携するような密着した活動を取り入れることで、消防団活動の魅力ややりがいを芽生えさせ、卒団しても消防団に入団したいという意識を醸成する。

(4) 在団期間を設けた団員募集

個人の生活や家庭の事情に応じて、「入団時に在団期間を定めて入団する。」など、在団期間の柔軟な対応について配慮する。

(5) 再任用団員への働きかけ

70歳定年後の再任用団員制度を周知し、個々の技量や体力に応じ定年後も基本団員や機能別団員として、目黒区の安全・安心を志す意識の定着を図りながら活動の継続について促進する。

(6) 資格者等の入団促進

消防団員として、望ましい資格や経験を有する者に対し、入団促進を図る。

ア 防災士

(ア) 資格助成事業利用時の入団促進広報

「地域防災リーダーの育成事業」により助成金を申請した者に対する入団促進

(イ) 防災士フォローアップ研修を受講する者に対する入団促進広報

防災士フォローアップ研修の機会を捉えた入団促進

イ 看護師

目黒区医師会及び東京都看護協会（南部地区支部会）と連携して、目黒区内に在住、在勤する看護師を対象とした入団促進

ウ 医療関係者

医師、理学療法士及び病院事務担当者等、医療関係者の入団促進

エ 救命技能認定者

救命講習を初めて受講する者及び再受講者の入団促進

オ 建設機械等の運転技能者

目黒区内の建設業者に対する、積極的な働きかけを行う。

カ 消防団OB、東京消防庁OB

消防活動等の経験から、多様な分野での活躍が期待できることから、定年後の継続した消防団員活動や入団についての働きかけを行う。

3 地域に根差した活動（資料3）

(1) 分団本部の整備

「魅力ある消防団づくりに関する報告書（平成12年3月）」による、「格納庫の規模」に準じた面積の確保に努め、確保できていない分団については、より広い用地確保について取り組む。

(2) 地域に根差した防火防災指導

町会等が主催する各種行事等へ積極的に参加し、地域住民等との良好な関係を醸成するとともに、地域の防災リーダーとして、防火防災に関する知識や応急救護技術の習得に努め、防火防災指導能力の向上を図る。

4 その他の組織力強化方策

(1) 消防団員の教養向上

消防団活動に関する自己学習ができる「eラーニングシステム」の利用率が低いことから、目黒消防団幹部会議や目黒消防団集合教養などの機会を捉えて、使用方法の教養を推進する。

(2) 消防団員の健康増進

ア 健康診断結果の管理

基本団員及び機能別団員とともに、定期健康診断結果においてB判定以上の二次検診者に対して、その後の受診管理を徹底する。

イ 相談窓口の利用促進

消防団員が、人間関係及び精神的な悩みについて、臨床心理士等の専門家に悩みやストレスを無料相談できる「特別区消防団員相談窓口」について、その活用を促す。

おわりに

消防団は、地域防災力の中核として様々な活動に従事し、地域の安全・安心な街づくりに多大な成果をあげている。

日頃、即時対応力、動員力及び地域密着力に優れた消防団は、地域防災の中核としてなくてはならない存在となっている。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会を控える中、首都東京においては様々な災害に備え、より万全な体制が求められている。

今後、機能別団員の導入など本答申で掲げた諸対策により、特別区消防団の組織力が更に強化されることが望まれる。